

災害廃棄物受入処理事業について（岩手県大船渡市分）

Q1 なぜ、岩手県大船渡市の災害廃棄物を都内で受入処理するのですか。

岩手県大船渡市の災害廃棄物（漁網系混合廃棄物）の処理は、腐敗しないため着手が遅れたことや、現地での破碎作業が困難なことから、平成 25 年度中に完了することが難しい状況です。そのため、岩手県から東京都に災害廃棄物の処理依頼がありました。

Q2 いつから受け入れるのですか。

平成 25 年 10 月に都内に搬入され、処理を開始します。

Q4 岩手県大船渡市の災害廃棄物(漁網系混合廃棄物)は、都内のどこで処理するのですか。

建設解体廃棄物などの混合廃棄物を処理する能力を有している産業廃棄物処分業者が処理します。

- ・ 平成 25 年 10 月～平成 26 年 1 月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。

Q5 なぜ、岩手県大船渡市から直接都内に運搬せず、岩手県陸前高田市を経由するのですか。

岩手県大船渡市の災害廃棄物（漁網系混合廃棄物）を搬出するためのヤードを、新たに大船渡市に設けようとする、処理開始の遅延や、コストの増加に繋がってしまいます。

そのため、既に東京都に搬出を行っている岩手県陸前高田市から搬出することで、新たなヤードを構築するコストや労力、整備期間等を削減したいという意向を岩手県から聞いています。